

今年度最終

令和6年度 トラック運送事業者の 長時間労働改善のためのワークショップのご案内

主催：大阪労働局 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

年間における時間外労働時間の上限規制の適用、改善基準告示の改正から8カ月が経過しました。この機会に自社の対応を振り返り、情報共有・交換で今後の課題解決の糸口を探ってみませんか？

テーマ：トラック運送事業者のための労働時間の改善と働きやすい職場づくり

本年4月に開始された年間における時間外労働時間の上限規制の適用、改正改善基準告示についての対応を振り返り、更なる労働時間の改善や、今後、深刻化が予想される人材の確保等をふまえ、働きやすい職場づくりについて共に考えます。

専門家(社労士)からの「時間外労働時間の上限規制、改正改善基準告示について」のポイント講義と参加企業の「情報共有・情報交換」のためのワークショップです。
この機会に、ぜひご参加ください。

申込締切：令和6年12月27日(金)

日 程：令和7年 1月21日(火)

13:30~16:30

対 象：トラック運送事業者(使用者・労働者)

開 催 場 所：大阪合同庁舎第2号館 9階 共用会議室A

最寄り駅：大阪メトロ谷町線 谷町四丁目駅

URL: <https://form.run/@hatarakikata-osaka-wv1705jqRrvsrUUyp3Zj>



【申込みの際のお願い】

- ① 使用者側から出席される方は、企業内で労働時間等の設定改善、各種休暇の取得促進に取り組む立場の方の出席をお願いいたします(代理の方の出席も可能です)。
- ② 業務の都合等により、労働者代表又はその代理の方の出席が困難なときは、使用者側の出席者のみの参加でも差し支えありません。
- ③ 開催時のマスクの着用に関しましては、参加者のご判断に一任します。
- ④ 予定人数を超える参加申し込みがあったときは、先着順で締め切ることがございますので、ご予約確保の上、お早目にお申込みください。

【お問い合わせ先】

電話：06-6949-6494

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒540-8527

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階



令和5年9月～12月 計4回開催（集合2回、オンライン2回）

様子 「トラック運送事業者の長時間労働改善のためのワークショップ」の討議の様子
～ワーク・ライフ・バランス、働きやすい職場環境の整備のために～

トラック運送事業者の現場で特に問題となっている「4つの課題」について、活発に情報の交換をしていただきました。現状・原因・対策について、活発に議論され、実際に取り組みされた事例等も紹介されました。

参加された企業様において、おおむね「有意義だった」とお答えいただいております。

< 現場でよくある課題 >

「現状の労働時間が法改正の影響を受ける」

「顧客（取引先）・関与先の理解が得られない」

「労働時間を減らすことにドライバーの抵抗がある」

「労働者が集まらない」

参加者による感想

- ・ 取引先（荷主）の理解を得るための交渉の工夫は参考になった。
- ・ 2024年問題の変更内容を熟知できていない部分もあると思うので、同様の研修があれば知識を高めるためにまた参加してみたい。そこから上手な時間短縮などを学びたい。
- ・ 長時間労働を改善して働きやすい職場にするには、人材確保の問題が大きく影響する。求人募集をしても応募者が少ない状況なので対応に困っている。他社の状況について情報交換ができて良かった。
- ・ 成功事例の中で「勤怠表、教育体系をしっかりとる。また、各ドライバーへの公平性、ミスマッチのないようにやっていると求人募集で人が集まる」と伺ったので、これから弊社も取り組んでやってみようかなと思う。
- ・ テーマがはっきりしており、話しやすく感じた。
- ・ 具体的に対応されているところを、事例で紹介して頂いて参考になったというのが一番だと思う。
- ・ 24時間稼働する運送会社で、具体的にドライバーとのコミュニケーションをしっかりとるということがなかなか難しく、具体的な対策を今からどのように練っていこうかというのが一番の課題になっている。
- ・ ドライバーの定着や人材を確保するため、「資格の補助を出している」とか「紹介制度を取り入れている」とか、参考となる対応があった。



是非、ワークショップに参加されませんか。

初めての参加でも、順番に説明しながら進行します。ご安心ください。